

有料公園サッカー場利用申請手続き

有料公園サッカー場利用申込

	年間予約 (市内団体等)	一般申込	備考
施設予約システム	×	○	年間予約の他に利用時間等を追加する場合は、システムの利用は可能です。但し、本申請前に行ってください。
窓口	○ 本申請となります。	○	

受付時間・期間及び申請件数

	受付時間	利用申請受付期間	申請件数
施設予約システム	午前9時から24時まで	利用する日の3か月前同日から利用日7日前日まで	1か月 最大40時間
窓口	総合体育館開館時間内	利用する日の3か月前同日から利用日の当日まで	

施設予約システム利用者登録

施設予約システムの利用登録基準は、次の通りとなります。

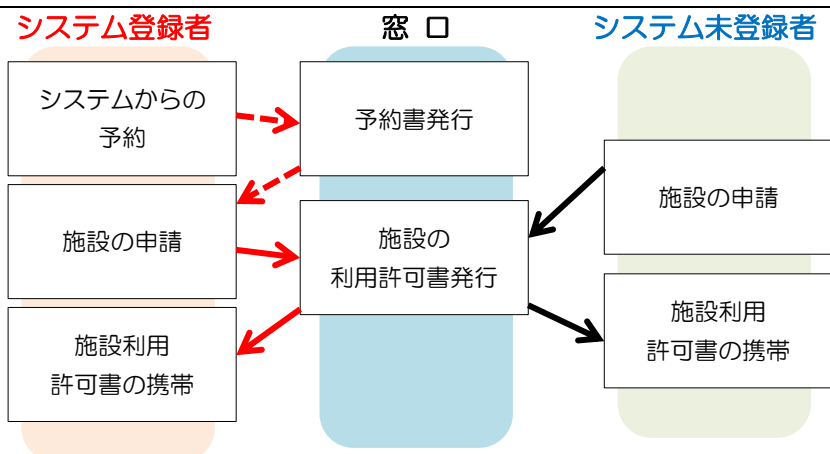
～施設予約システム登録基準～

- ・5名以上の団体であること。
- ・団体の構成員の半数以上が市内居住であること。
- ・社会教育活動やスポーツ活動、地域コミュニティ活動等を主な目的としていること。
- ・20才以上の代表者及び責任者がいること。
- ・システムの利用規約に同意すること。
- ・施設予約システムからの連絡先に使用できるメールアドレスがあること。

なお、次のような事があった場合は、施設予約システムの利用をお断りさせていただきます。

- ・会場を押さえるために、団体登録を複数行った場合
- ・登録内容に偽りのある場合
- ・登録を行うことを目的とした、複数の団体に同一の個人の名前を使用する、団体に存在しない人の名前を登録した場合
- ・その他、利用規約、登録基準に反する事があった場合等

施設利用までの流れ



※ システムからの仮予約後、30日以内に本申請がない場合は、仮予約が取り消しとなります。

→ インターネット環境 → 窓口対応

申請後の施設利用取り消しについて

申請後の利用取り消しについては、窓口で取り消しを行ってください。

なお、自己都合での利用取り消しについては、都市公園条例、規則に基づいての対応となりますが、利用日前の1か月を過ぎるとキャンセル料が発生します。振替対応は行いません。

キャンセルが多い利用団体については、今後、施設の利用をお断りさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

雨天などで利用ができなかったときは

自己都合による場合を除き、雨天、グラウンド不良などのため利用不能だった場合（基本、クラブ事務局での判断となりますので、当日不明な場合は多賀城市総合体育館へお問い合わせください。）は、窓口において、14日以内に利用料還付手続きを行ってください。

14日以降になりますと、利用料の返金ができませんので、ご了承ください。振替日対応は行いません。

利用料金

種 別	料 金
有料公園サッカー場	1時間 650円

申請単位について

時間単位での申請となります。

11:30～12:30での利用は可能ですが、申請時間数は、11:00～13:00の申請となり、2時間の利用料金となります。

施設・設備利用料金の支払について

施設・設備の利用料は、前納制で窓口での現金支払いとなっています。

施設を利用される前に必ずお支払いください。

なお、支払いが遅れる、振込等をご希望の方は、事務局までご相談ください。

その他利用申込についての注意事項

- 施設予約システムでの仮予約が優先となるため、窓口でのお申し込みの場合、ご希望の日を取れない場合があります。
- 土日の終日利用は、1か月2日間の受付とします。3日以上の利用を希望される場合は、窓口までお問い合わせください。
- 申請受付後の、自己都合による利用日、コートの変更は一切受け付けません。
- 大会等での予備日キャンセル後の一般受付は、予備日キャンセルを受けた翌日からの受付とし、次の受付対応とします。

- ① 予備日キャンセル後から利用期日が2日以上空く場合・・・システム・窓口
- ② 予備日キャンセル後から利用期日が翌日の場合・・・窓口

利用上の注意事項

- グラウンド整備は、利用時間内に行ってください。
- ペットは敷地内に入れなくてください。
- 他の利用団体、利用者等に迷惑をかける行為を行った場合は、施設の利用を中止させていただきます。
- 駐車スペースは限られています。極力、乗り合わせてご利用ください。

問い合わせ

多賀城市民スポーツクラブ事務局（体育館）

022-365-1918/1911

平成27年3月13日一部修正